

省エネ機器導入支援業務
(ひろしま省エネ家電購入応援キャンペーン)
参加店舗向け要領兼利用規約（令和7年4月23日制定）

広島県では、2050 年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向けて、県内の温室効果ガス排出削減の取組を加速させていく必要があります。県内のあらゆる活動の基盤となる家庭部門においては、特に重点的に対策を講じる必要があるため、本業務により、省エネ性能の高い家電製品（エアコン・電気冷蔵庫・LED 照明器具）の購入を促進し、うちエコ診断の利用を促進することにより県民の意識変化を目的とします。また、本業務の実施により、多くの県民が省エネ家電の導入による省エネ効果について関心を持つことを通じて、自主的な省エネ家電導入を行うような機運醸成を目的とし、「ひろしま省エネ家電購入応援キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を実施します。

この要領では、本キャンペーンに参加する広島県内の参加店舗募集にあたり、必要な事項を定めます。

1 事業概要

事業主体	広島県 (環境県民局 環境政策課)
事業目的	上記のとおり
キャンペーン名称	ひろしま省エネ家電購入応援キャンペーン
キャンペーン内容	キャンペーン期間中、参加店舗において対象製品を購入し、「うちエコ診断 WEB サービス※」を受診した者を対象に購入金額に応じたポイント等を交付する。 ※家庭の光熱費等を基に CO2 排出量を見える化し、効果的な省エネ対策を提案する環境省の診断サービス
対象者	購入日時点において広島県内に住所を有する個人 ※法人・個人事業主は対象外 ※申請回数は一人一台一回限り ※予算が上限に達した場合は、申請の先着順となります。
キャンペーン期間 ※ポイント等の交付状況等により期間を変更する場合があります。	【購入対象期間】 令和7年6月5日（木）から令和8年1月31日（土） ※上記期間中に参加店舗から対象製品を購入した場合にポイント等交付の対象となる。 【ポイント等交換申請受付期間】 令和7年6月5日（木）から令和8年1月31日（土）
ポイント等交付の対象となる製品	別表1のとおり
ポイント等交付の予算額	2億 2,780万円（予定）
ポイント等の額	別表2のとおり

交付するポイント等の種類	(1) キャッシュレス決済サービスのポイント (PayPay、QUO カード Pay、Amazon ギフトカード、楽天 Edy、Ponta、nanaco、Apple Gift Card、Google Play ギフトコード、WAON、au PAY、d ポイント、Visa e ギフト) (2) 商品券 QUO カード、JCB カード、パナソニックの店 ギフトチェック、VISA ギフトカード
---------------------	---

※PayPay ポイントは出金、譲渡不可です。PayPay/PayPay カード公式ストアでも利用可能です。

※「au PAY」は、KDDI 株式会社の登録商標です。

※ひろしま 省エネ家電購入応援キャンペーンは広島県による提供です。ひろしま 省エネ家電購入応援キャンペーンについてのお問い合わせは Amazon ではお受けしていません。ひろしま 省エネ家電購入応援キャンペーンお客様コールセンター（050-5526-9790）までお願いいたします。

※Amazon、Amazon.co.jp およびそれらのロゴは Amazon.com, Inc.またはその関連会社の商標です。

※d ポイントは、株式会社 NTT カードソリューションが発行する電子マネーギフトサービス「ポイント@ギフト（d ポイント）」で進呈いたします。

※「Edy ギフト ID」は、楽天 Edy 株式会社との発行許諾契約により、株式会社 NTT カードソリューションが発行する電子マネーギフトサービスです。

※「楽天 Edy（ラクテンエディ）」は、楽天グループのプリペイド型電子マネーサービスです。

※Google Play は Google LLC の商標です。

※© 2024 iTunes K.K. All rights reserved.

※「WAON ポイント ID」は、イオンリテール株式会社との発行許諾契約により、株式会社 NTT カードソリューションが発行する電子マネーギフトです。

※「WAON（ワオン）」は、イオン株式会社の登録商標です

※「nanaco(ナナコ)」と「nanaco ギフト」は株式会社セブン・カードサービスの登録商標です。

※「nanaco ギフト」は、株式会社セブン・カードサービスとの発行許諾契約により、株式会社 NTT カードソリューションが発行する電子マネーギフトサービスです。

※本【キャンペーン・プログラム等】についてのお問い合わせは株式会社セブン・カードサービスではお受けしていません。ひろしま 省エネ家電購入応援キャンペーンお客様コールセンターまでお願いいたします。

※「Ponta」は、株式会社ロイヤリティ マーケティングの登録商標です。

※「Ponta ポイント コード」は、株式会社ロイヤリティ マーケティングとの発行許諾契約により、株式会社 NTT カードソリューションが発行するサービスです。

※「QUO カード Pay」もしくは「クオ・カード ペイ」およびそれらのロゴは株式会社クオカードの登録商標です。

2 キャンペーン参加店舗となる要件について

キャンペーン参加店舗となるための参加店舗登録申請を行うにあたっては、次の A-1 から A-6 の要件を満たす必要があります。

【基本要件】

- (A-1) 広島県内に所在する家電を販売する実店舗であること。（EC 店舗等は対象外とする。）
- (A-2) 対象製品に省エネラベルを表示し、顧客に省エネ性能等について適切に案内をすること。
- (A-3) キャンペーンの推進に必要な事項（広報宣伝、消費者への説明、申請補助、うちエコ診断受診補助、助言等）を積極的に行うこと。
- (A-4) キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに県に報告すること。
- (A-5) キャンペーンの実施に関連する法令、条例等（個人情報保護法や特定家庭用機器再商品化法等）を遵守すること。
- (A-6) 参加店舗向け募集要領兼利用規約を遵守すること。

3 キャンペーンの実施にあたり、参加店舗が実施する事項等

参加店舗の要件に定めるほか、キャンペーンの実施にあたり、参加店舗では以下の事項を行っていただく必要があります。

【ポイント等の交付に関する手続き】

- (1) 購入対象期間中、対象製品を購入した者に対して、以下の事項を実施してください。
 - ・ 本キャンペーンの案内をすること。
 - ・ 身分証の提示等により、購入者が広島県民であることを確認する。
 - ・ 購入者に本キャンペーンで過去に一度もポイント等交付申請をしていないことを確認し、キャンペーン申請用チケットを1枚配布する。
 - ・ ※令和7年度実施の本キャンペーン中、一度でも申請の事実がある場合は、キャンペーン申請用チケットは配布をしないこと。（令和5年度に実施した第1弾、令和6年度に実施した第2弾は除く）
 - ・ うちエコ診断チラシを配布する。
 - ・ 当該購入に係る領収書又はレシートに押印する等の方法により、キャンペーン申請用チケットを配布した事実が確認できるようにする。
 - ・ 購入者からの要望があれば、スターターキットで事前配布する紙申請書及び紙申請手続説明書を用いて、申請のサポートを行うこと。
 - ・ キャンペーン申請用チケットの残枚数について、事務局からの定期的な照会に対し、報告すること。

※ポイントを目的に購入した方全員に対し、ポイント付与ができるよう、進捗確認を行うために報告を求めるもの
- (2) 原則、ポイント等の交付申請は購入者本人が行うものとするが、購入者が申請に関してサポートを求めた場合は、店舗において適切に対応してください。
- (3) キャンペーン申請用チケット配布に係る購入製品の返品があった場合は、直ちにキャンペーン事務局に連絡し、対象者の住所・氏名及びキャンペーン申請用チケットの番号

を報告した上で、対象となる購入のレシート画像を提出してください。また、返品の際にはキャンペーン申請用チケットを回収するように努めてください。

【その他、キャンペーン参加店として必要な事項】

- (1) 参加店舗登録後に送付するキャンペーン用のチラシ、参加店舗ポスター、参加店舗ステッカーを来店者から見やすい場所に掲示する等、キャンペーンの周知と省エネ化推進にご協力ください。
- (2) 本キャンペーンの実施に係る苦情・紛争等が生じた場合は、自らその解決に努めてください。

4 キャンペーン参加店舗の登録申請方法について

(1) 参加店舗登録申請の方法

参加店舗向け募集要領兼利用規約の内容確認と同意の上、参加店舗申請期間中に専用サイト上で申請してください。

＜キャンペーン専用サイト URL＞ <https://hiroshima-shoene.jp>

※令和6年度に実施した第2弾キャンペーンに参加した店舗には下記継続参加意思確認URLを別途メールにて通知しています。

＜継続参加意思確認 URL＞

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScrAzfEgUa5zu1Yh_jNX4XxVHyr_7HllxSltx6vTRZgPhJHqg/viewform

※回答期日：5月11日（日）23:59:59

(2) 参加店舗申請期間

令和7年5月12日（月）～令和7年8月31日（日）

(3) 登録・承認

参加店舗登録申請のあった事業者について、広島県（キャンペーン事務局）の申請内容を審査し、適当と認められる場合は参加店舗として承認し、メールにて通知します

(4) 申請にあたっての注意事項

- ・ この参加店舗向け募集要領兼利用規約をよくお読みいただき、キャンペーン内容をよくご理解の上、参加店舗登録申請を行ってください（やむを得ないと認められる場合を除き、参加店舗登録後の辞退はできません）。
- ・ 参加店舗申請は、インターネットによる手続きを原則とします。
- ・ 広島県内に複数店舗をもつ事業者については、店舗ごとに参加店舗登録申請を行ってください。

5 不正利用等

本キャンペーンにおいて、一切不正な行為は許されません。万が一不正を行った場合は、参加店舗からの登録取消及び法的措置の対象とします。

- ・ 偽って参加店舗として申請すること。

- ・キャンペーン申請用チケットの不正利用（自己取引・架空取引等）を行うこと。
- ・詐欺等の犯罪行為に結び付く行為。
- ・その他、広島県（キャンペーン事務局）が不適当と判断した行為。

6 その他

- ・参加店舗登録後、キャンペーンの趣旨及び内容並びに参加店舗において行うべきこと等を説明する参加店舗向けマニュアルを送付しますので、熟読の上、内容について十分理解した上でキャンペーンに参加してください。また、不明点などがある場合は、下記コールセンターに問い合わせる等により、確実に疑問を解消するようにしてください。
- ・参加店舗向けマニュアルに基づき、適切な対応を行うこと。その他必要な広島県（キャンペーン事務局）の指示を遵守すること。
- ・本キャンペーンに従事する従業員に参加店舗向けマニュアルに記載の内容を周知すること。
- ・専用サイトには、参加店舗の情報（店舗名称・所在地・電話番号等）を掲載します。
- ・専用サイトには、対象製品購入者向けの FAQ（よくある質問）を掲載しておりますので、適宜確認し、キャンペーン実施の参考としてください。
- ・本参加店舗向け募集要領兼利用規約に記載のない事項若しくは定めのない事項については、広島県（キャンペーン事務局）がその対応を決定する。
- ・広島県（キャンペーン事務局）の方針等によって、内容が変更される場合がございます。
- ・キャンペーン申請用チケット配布の際に取得した個人情報については、本キャンペーンの目的以外では使用しないこと。
- ・広島県（キャンペーン事務局）よりアンケートへの協力依頼がある際はそれに応じること。

7 問い合わせ先（参加店舗向け）

本キャンペーンの実施や、参加店舗の募集に関する問い合わせは、下記コールセンターにおいて対応します。

【参加店舗向けコールセンター電話番号】

050-5526-9762

【対応時間】

令和7年5月7日（水）～令和8年3月7日（土）

午前10時から午後6時まで（休業日：年末年始（12月27日～1月4日））

※申請状況によっては期間を変更する場合がございます。

※土日祝は自動音声案内につながります。

（別表1）ポイント等交付の対象となる製品

対象製品	対象製品要件※
------	---------

住居の屋内に固定して使用する LED 照明器具（居室シーリングライト等） ※省エネ家電からの交換を含む、交換用の LED 電球や屋外使用するものは除く	「シーリングライト」「ペンダントライト」「ブラケットライト」「ダウンライト」「スポットライト」「フロアライト」など かつ目標年度 2020 のもの
エアコン	統一省エネラベル 3 つ星以上のエアコン かつ目標年度 2027 のもの
電気冷蔵庫	統一省エネラベル 3 つ星以上の電気冷蔵庫 かつ目標年度 2021 のもの

※キャンペーンの対象となる製品は上記の対象製品要件を満たし、かつ資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト（<https://seihinjyoho.go.jp/>）に記載があるものです。

（別表 2）ポイント等の額

購入金額（税抜）	ポイント等の額（円分）
2,000 円～3,999 円	1,000
4,000 円～5,999 円	2,000
6,000 円～7,999 円	3,000
8,000 円～9,999 円	4,000
10,000 円以上	5,000

※ポイント額は、クーポン等で割引される前の購入金額（税抜）に応じて交付されます。